

# 刑弁でGO!

第2回

## トピック

### 接見指定(刑訴法 39 条 3 項)の実質死文化へ! ～接見・取調べに関する最高検・警察庁通達施行

刑事弁護委員会 事務局長  
児玉 晃一 (46 期)



2008年9月1日から、接見・取調べに関する最高検・警察庁の各通達が施行されました。これは、「捜査のため必要」な場合、判例の解釈では間近で確実な取調べ予定がある場合には接見指定することができるとしていた刑訴法39条3項を実質的に死文化しうるものとして、非常に重要な意義があります。

その内容の概略ですが、最高検の通達「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について(依命通達)」は次のとおりです。

- (1) 弁解録取の際に、被疑者に対し弁護人選任権を告知するとともに、取調べ中の被疑者から弁護人と接見したい旨の申出があれば、直ちに弁護人に連絡する旨を告知する。また、被疑者に対し、弁護士会等を通じての弁護人選任を申し出ることを教示し、申出があれば直ちにその措置をとる。
- (2) 検察官取調べ中に被疑者から弁護人と接見したい旨の申出があれば、直ちに弁護人にその旨連絡する。
- (3) 検察官取調べ中又は検察庁に押送された被疑者に弁護人から接見の申出があった場合、
  - ① 現に取調べ中でない場合には、直ちに接見の機会を与え、接見施設がない場合には職員(検察官ではない)立会いのもとでの面会接見の機会を与えるよう配慮する。
  - ② 現に取調べ中の場合には、できる限り早期に、

遅くとも直近の食事又は休憩の際には、接見の機会を与えるよう配慮する。

- (4) これらの接見の申出があった場合には、申出及びこれに対してとった措置を書面に記録し、これを事件記録に編てつする。

警察庁の通達「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」もほぼ同内容です。両者とも、全文は日弁連ホームページ内会員ページにPDFファイルが保存されていますので、会員ページに入って、「接見」でサイト内検索をしてください。

筆者は10年以上前に、接見妨害国賠訴訟を原告として行いました。そこでは、間近で確実な取調べ予定の解釈を巡り、延々と攻防を続けていました。この通達によって、その問題は解消しうるものとなりました。

その後、最大判平11・3・24(民集53-3-514)は、捜査のため必要な場合に弁護人の接見交通権を制限できる刑訴法39条3項が、憲法34条に違反しないという判決を下しましたが、今回の通達は、国賠訴訟ではなしえなかった刑訴法39条3項の削除を、運用上実現することに近づいたものといえます。

接見の現場で、これらの通達に反する接見制限がされるような場合には、是正を求める根拠として用いるなどして是非ご活用ください。

## 日常的な刑事事件にも山あり谷あり — 2度にわたる勾留請求却下

会員 竹之内 景子 (60期)

### 初めての当番出勤

当番弁護士として初めての出勤で、大型量販店における窃盗容疑で逮捕されたAさんに接見した。前科はないものの、半年前に窃盗で不起訴になったばかりである。初回接見は金曜日だった。事務所の先輩たちには「土日だからこそ動けるね」などと妙なプレッシャーをかけられる。

### はじめは、検察官も被害者もけんもほろろ

まず翌土曜日に検察官と面談したところ、何ら納得できる答えもないまま、やはり勾留請求がなされた。次に、父親を伴って謝罪をし、被害者と示談交渉をしたところ、会社の方針として示談には応じないとのことだった。それでも、せめて未遂に終わった商品だけでもと、売り物にならないことを理由に値札どおり3万6000円での買い取りを申し出たところ、これには何とか応じてもらうことができた。

日曜日の裁判官との面談では、父親が信頼できる人物であること及び検察官の勾留請求には具体的根拠がないことを強く主張したところ、私と父親が引受人になることを条件に勾留請求が却下され釈放された。8ヶ月後略式起訴で罰金30万円となった。

### Aさん、再び逮捕される

処分決定から2週間後、先の父親から電話があり、Aさんが今度は刃渡り8センチのナイフ所持で現行

犯逮捕されたので、「今回も早く釈放してほしい」といわれた。「う〜ん」と唸ったものの、とりあえず接見に出かけたところ、Aさんによれば、逮捕時には他にもいろいろな物を押収されており、今後はそれらに関する捜査が見込まれた。

今回の勾留質問でも、逃亡のおそれがない根拠として再度父親の監督を訴えた。しかし、第1事件から8ヶ月半という短期間で再逮捕されており、説得材料としては乏しかったので、今回は父親に最初から同行してもらい、裁判官の面前でAさんとの同居を約束させることにより前回以上の監督が期待できることを強く訴えた。すると、今回も父親が引受人となって勾留請求が却下され、この事件でも再度身体拘束が解かれた。

### 身体不拘束の原則化に向けて

1度目は有利な材料であった引受人の存在も2度目は何ら効果のない事情になりかねないものであった。こういった不利な事情を弁護人が如何にうまくカバーして裁判官を釈放へ向けて説得するかを試された事案であったように思う。また、条文の要件に沿った主張をすること、そして何よりも裁判官と直接話し合い、裁判官の懸念をその場で払拭することが最も重要であると痛感した。

同時に、本件のような事案では原則として身体拘束をしないことが憲法の理念に即した刑事司法のあり方だと思う。本件が大きな変化の兆しであることを祈っている。